

委員会の設置に関する規程

(平成24年4月13日規程第7号)

(目的)

第1条 この規程は、日本組織内弁護士協会定款第60条2項に基づき、委員会の組織、権限及び議事手続等に関し必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 本協会は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

(委員会の設置目的等)

第3条 委員会の設置目的、組織及び権限は別途規則により定める。

(委員の選任)

第4条 委員会の委員は、理事会において会員の中から選任する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(正副委員長)

第6条 委員会に委員長1人および副委員長若干人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員がこれを互選する。

(正副委員長の職務)

第7条 委員長は、会務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。

2 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が、あらかじめ委員長の定める順序により、委員長の職務を行う。

(任期等)

第8条 正副委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した正副委員長の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 正副委員長は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職

務を行わなければならない。

(招集)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

(議事)

第10条 委員会の議事は、委員会において別段の定めをなした場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、議事録を作り、出席した委員長および委員2名が署名押印する。

(規則への委任)

第12条 この規程で定めるもののほか、会務の実施に関する必要な事項は、規則で定める。

附則

第1条 この規程は、平成24年4月13日から施行する。